

令和 3 年 3 月 30 日
事 務 連 絡

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
外務省大臣官房儀典外国公館室

外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和 3 年 3 月 12 日付け健発 0312 第 11 号厚生労働省健康局長通知）の別添（以下「手引き」という。）において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては下記のとおりとしますので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、貴管内の市町村及び関係機関等に周知いただきますようお願いします。

なお、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、別紙 1のとおり、外務省から大使館、領事館及び国際機関（以下「大使館等」という。）に対して、手続に係る案内をしていることを申し添えます。

記

1. 接種対象者

次の全ての要件を満たす者を接種対象者とする。

(1) 「外交」及び「公用」の在留資格を有する者

外交官、領事官、大使館等の職員及び外国の政府機関（文化センター、貿易投資事務所等）の職員並びにこれらの者の家族であること。

(2) 3 月を超える在留期間を決定された者

上記 (1) のうち、「外交活動を行う期間」、「5 年」、「3 年」又は「1 年」の在留期間が決定された者であること。なお、3 月を超える在留期間を決定された者であれば、接種の時点で残りの期間が 3 月未満となっている場合も接種対象者に含めることは差し支えないこととする。

(3) 16 歳以上の者

ワクチン接種日に 16 歳以上の者であること。

(4) 次のアからウのいずれかに該当する者（日本国籍を有する者を除く。）

ア．大使館又は領事館の派遣国の国籍を有する者

イ．大使館等の職員（第三国の国籍を有する者を含む。）

ウ．上記ア又はイの者と同一の世帯に属する家族の構成員（第三国の国籍を有する者を含む。）

2．接種順位

住民基本台帳に記録されている者と同様に、上記 1 の接種対象者についても対象者の属性に応じた接種順位を適用する。

3．市区町村における接種に係る事務

(1) 大使館等でとりまとめて申請する場合（原則）

「外交」及び「公用」の在留資格を有する者に対する接種については、市区町村の事務を簡素化するため、原則として大使館等の単位で接種希望者をとりまとめ、大使館等の住所を接種対象者の居住地と整理し、市区町村に申請することとする。

大使館等の市区町村への申請方法は、窓口への来訪のほか、郵送やメールによる申請を原則としても差し支えない。郵送やメールによる申請を原則とする場合、申請書類の送り先住所やデータの送付先等を大使館等に予め周知すること。

① 接種希望者の取りまとめ

大使館等は、「高齢者」、「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」の 3 つの分類ごとに、当該大使館等の所在する市区町村に②の所定の書類を提出することにより、接種券を申請することとする。例えば、港区に所在する大使館は港区役所に申請することとなる。

また、文化センターや投資貿易センター等の外国の政府機関の職員等についても、原則として大使館等がとりまとめて市区町村に申請することとする。

② 所定の書類

大使館等の代表者は、次のアからウの 3 種類の文書を用意し、市区町村に提出することとする。なお、ア及びイの書類については、外務省が様式を指定しており、大使館等は当該様式について、外務省儀典外国公館室のワクチン接種に関する問合せ専用メールアドレス (dm.vaccine@mofa.go.jp) 宛てに送付を請求し、入手することになっている。

ア．大使館等から市町村宛の接種券の申請に係るカバーレター（送付状）（様式 1-1）

外務省儀典外国公館室から大使館等宛てに送付される様式（電子データ）には日本語と英語が併記されている。外務省から大使館等に対し、英語部分を削除し、日本語のみで記入することが望ましいが、英語による記入を希望する場合には日本語を併記するよう案内している。

イ．新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト（様式 2）

外務省から大使館等に対し、市区町村から電子データの提出を求められることがある旨案内している。電子データの提出を求める市区町村は、大使館等に

電子データの送付先を知らせること。

また、リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」について、外務省から大使館等に対し、市区町村と直接連絡を取ることができる日本語を解する者であることが望ましい旨案内している。市区町村は、大使館等に対して照会等を行う場合、当該ワクチン接種担当者と連絡を取ること。

ウ．ワクチン接種希望者の旅券のページの写し

(a)人定事項（氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等）が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ。なお、上陸許可、在留資格取得許可、在留資格変更許可の証印は別紙2を参照のこと。

③ 接種券の交付

市区町村は、②の書類の受理後、対象者の接種券を発行する。大使館等への接種券の交付方法は、大使館等の職員に来訪を求めて手交するほか、郵送等も可とする。

(2) 個人単位で申請する場合（例外的な場合）

上記1に該当するワクチン接種希望者が、大使館等が所在する市区町村から遠方に居住する場合に限り、例外的な取扱いとして、個人単位で居住地又は勤務地の市区町村に接種の申請ができることとする。

大使館等の市区町村への申請方法は、窓口への来訪のほか、郵送やメールによる申請を原則としても差し支えない。郵送やメールによる申請を原則とする場合、申請書類の送り先住所やデータの送付先等を大使館等に予め周知すること。

① 所定の書類

上記1に該当するワクチン接種希望者は、次のアからウの3種類の文書を用意し、市区町村に提出することとする。なお、ア及びイの書類については、外務省が様式を指定しており、大使館等は当該様式（電子データ）について、外務省儀典外国公館室のワクチン接種に関する問合せ専用メールアドレス（dm.vaccine@mofa.go.jp）宛てに送付を請求し、入手することになっている。

ア．大使館等から市区町村宛ての接種券の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレター（送付状）（様式1－2）

外務省儀典外国公館室から大使館等宛てに送付される様式（電子データ）には日本語と英語が併記されている。外務省から大使館等に対し、英語部分を削除し、日本語のみで記入することが望ましいが、英語による記入を希望する場合には日本語を併記するよう案内している。

イ．新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト（様式2）

外務省から大使館等に対し、市区町村から電子データの提出が求められることがある旨案内している。電子データの提出を求める市区町村は、大使館等に対し電子データの送付先を知らせること

また、リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」につ

いて、外務省から大使館等に対し、市区町村と直接連絡を取ることができる日本語を解する者であることが望ましい旨案内している。市区町村は、大使館等に対して照会等を行う場合、当該ワクチン接種担当者と連絡を取ること。

ウ．ワクチン接種希望者の旅券のページの写し

(a)人定事項（氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等）が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ。なお、上陸許可、在留資格取得許可、在留資格変更許可の証印は別紙2を参照のこと。

② 接種券の交付

市区町村は、②の書類の受理後、対象者の接種券を発行する。大使館等への接種券の交付方法は、大使館等の職員に来訪を求めて手交するほか、郵送等も可とする。なお、上記1に該当するワクチン接種希望者や大使館等の職員が窓口に来訪して申請した場合に、接種券の即時発行が可能であれば、当日その場で発行し、手交すること。

4．ワクチン接種予約

大使館等が、対象者の日程を調整の上、医療機関等に予約を行う。市区町村は、接種券交付時などに、大使館等に対し、接種を受けられる医療機関等の確認方法や、医療機関等の予約方法等について知らせること。

なお、外務省から大使館等に対し、円滑かつ効率的なワクチン接種のため、大使館等がワクチン接種希望者の日程を調整し、グループ単位で予約するよう案内している。市区町村においては、例えば、大使館等の代表者からコールセンターに予約の問合せがあった場合に、できるだけ多くの大使館等職員がまとめて接種できる時間帯を案内するなど、可能な範囲で効率的な接種に協力すること。

5．医療機関等における接種

外務省から大使館等に対して、接種を受ける際の留意点として次の(1)～(5)を案内している。市区町村において、(1)～(5)以外の留意事項があれば、大使館等に対して接種券を交付する際などに知らせること。

- (1) ワクチン接種会場等に、英語を解する者が常に配置されているわけではないため、大使館等において、日本語を解する者又は通訳の同行を確保願いたいこと。
- (2) (a)接種券、(b)旅券、(c)記入済みの予診票を持参すること。
- (3) 旅券の(a)人定事項（氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等）が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が添付された見開きページの提示を求められることがあること。
- (4) 予診票は17言語で作成され、厚生労働省等のHPに掲載予定であるところ、事前に印刷し、記入願いたいこと。
- (5) ワクチン接種後、経過観察のため15分以上、接種を受けた医療機関等において待機する必要があること。

6. 接種記録の保存

市区町村は、接種記録を5年間保存すること。電子的な記録が望ましいが、予診票など紙での記録も可能とする。

7. 副反応が疑われる症状が生じた場合の対応

市区町村においては、大使館等から副反応が疑われる症状について相談があった場合、別紙1及び「手引き」に基づき適切に対応すること。

8. 予防接種法に基づく健康被害救済

市区町村は、大使館等から、健康被害救済に関する相談や申請があった場合、別紙1及び「手引き」に基づき適切に対応すること。

9. 「外交」及び「公用」の在留資格を有する者から照会があった場合の対応

市区町村は、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者からワクチン接種の手続等について照会があった場合、まずは自国の大使館等と連絡を取るよう助言すること。

また、接種を受ける際は、日本語を解する者又は通訳を同行させるよう外務省から大使館等に依頼をしているが、小規模な公館の場合、日本語が話せる職員がない場合がある。この場合、市区町村において一般の外国人で日本語が話せない者が接種を希望した場合の対応を踏まえつつ、接種を案内すること。

10. 大使館等が所在する市区町村

外務省に登録された大使館等の所在する市区町村は別紙3のとおりである。ただし、外務省に登録されていない外国政府の機関等があることに留意すること。

ワクチン接種に関する在京大使館等向け回章の概要

【本文】

- 住民基本台帳に記載がなくとも、外交官、領事官、国際機関の職員等の「外交」及び「公用」の在留資格を有し、3か月を超える在留期間を有する16歳以上の者であって、日本国内に居住の実態があるものについては、他の在留外国人と同様、優先順位に応じて日本国内での新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種対象となる。
- 高齢者へのワクチン接種は、本年4月12日に一部の市区町村で開始し、徐々に拡大する予定である(注)。
(注)開始当初は実施する市区町村や接種する人数が限られているが、徐々に拡大する予定。
- 日本国政府は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、日本国内に居住する外国人を含む多くの方が新型コロナウイルス感染症ワクチンを受けられるよう取り組んでいる。外務省としても、厚生労働省及び地方自治体等の関係機関と連携し、外交官、領事官及び国際機関の職員等へのワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるよう最大限努めている。
- 円滑かつ効率的なワクチン接種の実現のためには、大使館、領事館及び国際機関の理解と協力が不可欠である。このため、外務省は、大使館、領事館及び国際機関に対し、組織単位でワクチン接種を希望する「外交」及び「公用」の在留資格を有する者を取りまとめ、市区町村に接種券を申請すること、また、これらの者のワクチン接種に当たって日本語を解する職員や通訳を同行させることを要請する。
- ワクチン接種手続の詳細は別添1に記載のとおり。
- 外務省は、大使館、領事館及び国際機関に対し、まず「高齢者」に該当する者のワクチン接種希望者を取りまとめ、別添4及び5を用い、その所在する市区町村に接種券を申請することを要請する。高齢者以外の「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」の接種券の申請に関し、外務省は、その手続及び時期の詳細について追って通知する。
- 接種費用(医療機関への移動、通訳雇用に係る費用は含まない。)は、日本国政府が負担する。
- 予診票、説明書(ファイザー社の新型コロナワクチンについて)及び接種のお知らせの多言語情報は厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html)において入手可能である。
- 令和3年3月29日発出。

【別添1】ワクチン接種の手続の詳細(令和3年3月29日時点)

【別添2】外交官等へのワクチン接種チャート

【別添3】在留許可及び在留期間

【別添4】大使館等から市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレターひな型

【別添5】新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト

【別添6】大使館等から市区町村宛ての接種券の個人申請の時の館員等の身分を通
報するカバーレターひな型

(仮訳)

【別添1】ワクチン接種に係る手続の詳細(令和3年3月29日時点)

1 大使館、領事館及び国際機関が取りまとめる接種対象

次の全ての要件を満たす者について、ワクチン接種希望者を取りまとめる必要がある。

(1)「外交」及び「公用」の在留資格を有する者

「外交」及び「公用」の在留資格を有する者については、住民基本台帳に記載がないため、市区町村に接種券を申請する必要がある。一般に、外交官、領事官、大使館、領事館及び国際機関の職員、外国の政府機関(例:文化センター、貿易投資事務所)の職員並びにこれらの者の家族の構成員が該当し得る。各人の旅券に貼付された在留資格【別添3】を確認するよう要請する。

「外交」及び「公用」以外の在留資格を有する者(例えば「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格を有する者)及び日本国籍を有する者(在留資格を有さない)は、住民基本台帳法に従って転入又は転居に際して市区町村に届出を行うこととなっており、住民基本台帳に記載されている。これらの者については、居住地の市区町村から接種券が配布される。これらの者については、市区町村の事務の混乱を避けるため、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】に含めないよう要請する。

(注1)「外交」の在留資格は、一般に「日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員」に決定され得る。

(注2)「公用」の在留資格は、一般に「日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員」に決定され得る。

(2)3月を超える在留期間を決定された者

上記(1)のうち、「外交活動を行う期間」「5年」「3年」又は「1年」の在留期間が決定された者。

各人の旅券に貼付された在留期間【別添3】を確認するよう要請する。

(3)16歳以上の者

ワクチン接種日に16歳以上の者(ファイザー製ワクチンの場合、現時点で接種日が決まっていないため、2006年2月28日以前に出生した者(厚労省の定める接種期間である2022年2月末までに16歳以上になる者)の接種希望を取りまとめる。)

(4)次のいずれかの者(日本国籍を有する者を除く。)

ア 大使館又は領事館の派遣国の国籍を有する者

イ 大使館、領事館又は国際機関の職員(第三国の国籍を有する者を含む。)

ウ 上記ア又はイの者と同一の世帯に属する家族の構成員(第三国の国籍を有する者を含む。)

2 接種対象の分類

「高齢者」、「基礎疾患を有する者」、「一般の者」ごとに上記1に該当する者であってワクチン接種を希望するものを取りまとめる必要がある。

(1)「高齢者」

1957年4月1日以前に出生の者

注)高齢者への接種は、一部の市区町村では令和3年4月12日に開始される見込み。当初は実施する市区町村や接種する人数が限られており、順次拡大する予定。

(2)「基礎疾患を有する者」

以下のア又はイに該当する者

ア 以下に示す1～14の病気や状態の者で、通院又は入院しているもの。

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変等)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

イ 基準(BMI 30 以上)を満たす肥満の方

$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$

BMI30 の目安:身長 170cm で体重約 87kg、身長 160cm で体重約 77kg。

(3)「一般の者」

「高齢者」及び「基礎疾患を有する者」以外の者

(注)上記の各グループの範囲及び条件は、今後変更される可能性は排除されない。

3 大使館、領事館及び国際機関による取りまとめ作業について

大使館、領事館及び国際機関は、原則として組織単位で、上記1に該当するワクチン接種希望者を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト」【別添5】に記載する必要がある。当該リストは、「高齢者」、「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」ごとに作成され、提出されなければならない。令和3年3月29日付けの回章は、特に「高齢者」に該当する者のワクチン接種希望の取りまとめ、接種券の申請を案内するものである。（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」に係る新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】の提出については、追って改めて回章にて案内する予定。）。

(1) 申請機関(Applying Organisation)

原則として、在本邦の大使館、領事館及び国際機関のみが「外交」及び「公用」の在留資格を有する者のために接種券を申請することができる「申請機関」である。大使館は、文化センター、投資貿易代表部等の自国の政府機関の職員であって、「公用」の在留資格を有するものについても、ワクチン接種希望を取りまとめるよう要請する。

(2) 自国民への周知

大使館、領事館及び国際機関は、上記1に該当する者に本件ワクチン接種手続を周知願いたい。大使館及び領事館に対して、特に、日本国内に滞在する派遣国の国籍を有する者であって、上記1に該当するものについてワクチン接種の希望を聴取するよう要請する。なお、市区町村は、「外交」及び「公用」の在留資格を有する者からワクチン接種に関する個別の照会がある場合には、当該者に対して自国の大使館と連絡をとるよう助言することとなっている。

(3) 領事館の役割

領事館は、原則として、その所在地の市区町村において接種を希望する自国の国籍を有する者（上記1に該当する者）について、組織単位でワクチン接種を希望する者を取りまとめ、その所在地の市区町村に接種券を申請する必要がある（当該市区町村以外では接種券の申請を受け付けない。）。ワクチン接種は、領事館の所在地の市区町村において実施される。例えば、在大阪総領事館は、大阪市において接種を希望する領事官等を取りまとめて、同市役所（又は区役所）に接種券を申請し、同市の医療機関においてワクチン接種が実施される。

4 大使館、領事館及び国際機関による地方自治体への接種券の申請

大使館、領事館及び国際機関は、「高齢者」、「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」ごとにその所在する市区町村に以下(1)の所定の書類とともに接種券を申請する必要がある。例えば、港区に所在する大使館は、港区役所に接種券を申請する。

(1) 所定の書類

大使館、領事館又は国際機関の代表者は、次の3種類の文書を市区町村に提出する。下記ア及びイの書類については、指定の様式を用いて作成願いたい(同様式(電子データ)は、大使館、領事館又は国際機関から請求を受け、外務省から送付するので、まずは送付請求メールを外務省専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てに送付願いたい。)。申請方法(郵送又は窓口申請)、申請先については、市区町村に照会願いたい。また、これらの文書(下記イについてはエクセルファイルの電子データ)を市区町村に提出したら、外務省専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てにも送付願いたい。

ア 大使館等から市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレター【別添4】

英語部分を削除し、日本語のみで記入することが望ましい。英語による記入を希望する場合には、日本語を併記すること。

イ 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】

市区町村から別途電子データの提出を求められることがある。リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」は、市区町村と直接連絡をとることができる日本語を解する者であることが望ましい。必ずしも、ワクチン接種希望者や「外交」又は「公用」の在留資格を有する者である必要はなく、現地採用職員や日本国民であっても構わない。

ウ ワクチン接種希望者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)(在留許可及び在留期間については【別添3】参照)

(2) 接種券の受取

接種券の受取の方法(大使館、領事館及び国際機関への郵送又は手交)及び時期については、市区町村にて照会願いたい。なお、市区町村における接種券の発行には少なくとも数日を要することをご了知願いたい。

(注)現時点では市区町村への接種券の申請の期限は設けられていない。

5 個人による接種券の申請

上記1に該当するワクチン接種希望者は、例外的な場合においてのみ、個人単位で居住地又は勤務地の市区町村に接種券を申請することができる。

(※)「例外的な場合」は、上記1に該当するワクチン接種希望者が大使館、領事館又は国際機関が所在する市区町村から遠方に居住する場合である。

(1) 所定の書類

上記1に該当するワクチン接種希望者は、次の3種類の文書を市区町村の申請窓口で物理的に提出する。下記ア及びイの書類については、指定の様式を用いて作成願いたい(同様式(電子データ)は、大使館、領事館又は国際機関から請求を受け、外務省から送付するので、まずは送付請求メールを外務省専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てに送付願いたい。)。また、これらの文書(下記イについてはエクセルファイルの電子データ)を市区町村に提出したら、外務省専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てにも送付願いたい。

ア 大使館等から市区町村宛ての接種券の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレター【別添6】

英語部分を削除し、日本語のみで記入することが望ましい。英語による記入を希望する場合には、日本語を併記すること。自国民から要請がある場合には、大使館又は領事館がカバーレターを作成するよう要請する。

イ 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】

同一の国籍を有するワクチン接種希望者が同一の市区町村に複数居住する場合には(例えば家族の構成員)、一つのリストにまとめることが望ましい。市区町村から別途電子データの提出を求められることがある。リストの記入項目である「申請機関におけるワクチン接種担当者」は、市区町村と直接連絡をとることができる日本語を解する者であることが望ましい。必ずしも、ワクチン接種希望者や「外交」又は「公用」の在留資格を有する者である必要はなく、現地採用職員や日本国民であっても構わない。

ウ ワクチン接種希望者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)(在留許可及び在留期間については【別添3】参照)

(2) 接種券の受取

接種券の受取方法(郵送又は手交)については、市区町村の窓口にて確認願いたい。なお、市区町村における接種券の発行には少なくとも数日を要することをご了知願いたい。

6 医療機関へのワクチン接種予約

大使館、領事館及び国際機関は、接種券の受取後、所在する市区町村が案内する指定医療機関（複数形）のいずれかにおけるワクチン接種を予約する必要がある。

(1)市区町村のHP

医療機関（住所、営業時間等）、接種方法（集団接種又は個別接種の別）、ワクチンの種類、予約方法（電話又はインターネットの別）等の情報は、市区町村に確認願いたい。これらの情報は、各市区町村のHPに掲載される。

(2)グループ接種

円滑かつ効率的なワクチン接種のため、ワクチン接種希望者の日程を調整し、グループ単位で予約して、ワクチン接種時に大使館、領事館又は国際機関から日本語を解する者又は通訳を同行させるよう要請する（通訳の費用が発生する場合には、大使館、領事館又は国際機関にて負担することとなる）。

(3)2回の接種

ファイザー製ワクチンは、ワクチンの効果を十分に得るために、通常3週間開けて2回接種する必要がある。市区町村からの案内に従い、2回目の接種を上記と同様に予約する必要がある。

被接種者本人が2回の接種に必要な期間、在留期間を踏まえ、接種の可否について適切に判断する必要があることに留意。

7 医療機関におけるワクチン接種

ワクチン接種希望者は、予約した日時に医療機関においてワクチン接種を受ける。
各市区町村及び医療機関の案内に従うようお願いしたい。

(1) 通訳の同行

ワクチン接種会場には、英語を解する者が常に配置されているわけではないので、大使館、領事館又は国際機関が日本語を解する者又は通訳の同行を確保するよう要請する。

(2) 持参する物

(a) 接種券、(b) 旅券及び(c) 記入済みの予診票

(3) 人定確認

旅券の(a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留資格及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページの提示を求められることがある。

(4) 予診票

予診票は、厚生労働省又は市区町村のHPに掲載予定であるところ、事前に印刷し、記入願いたい。なお、予診票は、17言語(注)で作成される。

(注)17言語

英語、アラビア語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、タガログ語、フランス語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、ベトナム語

(5) 15分以上の待機

ワクチン接種後、経過観察のため15分以上、接種を受けた医療機関において待機する必要がある。過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある者や、採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者は、30分ほど待機する必要がある。

8 ワクチン接種後

(1) 接種証明書

ワクチン接種後に接種証明書が発行されるが、各被接種者が保存する必要がある。

(2) 副反応の疑い

接種後に副反応が疑われる症状が生じた場合には、ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医などに相談するよう推奨する。診察に当たっては大使館、領事館又は国際機関が日本語を解する職員又は通訳による支援を行うよう要請する。

(3) 予防接種健康被害救済制度

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)を受けることができる。申請に必要な手続き等については、接種を受けた市区町村に相談するよう要請する。申請に当たっては、大使館、領事館又は国際機関が日本語を解する職員又は通訳による支援を行うよう要請する。

9 照会先

(1)市区町村

接種券の申請及び受取、接種の場所、時期、方法、予約等については、大使館、領事館及び国際機関が所在する市区町村に照会願いたい。

(2)外務省儀典外国公館室

大使館、領事館又は国際機関から市区町村に提出する以下アからウの文書の様式(電子データ)については、外務省儀典外国公館室のワクチン接種に関する問い合わせ専用メールアドレス(dm.vaccine@mofa.go.jp)宛てに送付を依頼願いたい。また、接種券の申請に当たり市区町村に提出した文書を同メールアドレス宛てに送付願いたい。

ア 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト【別添5】

イ 大使館等から市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレターひな型【別添4】

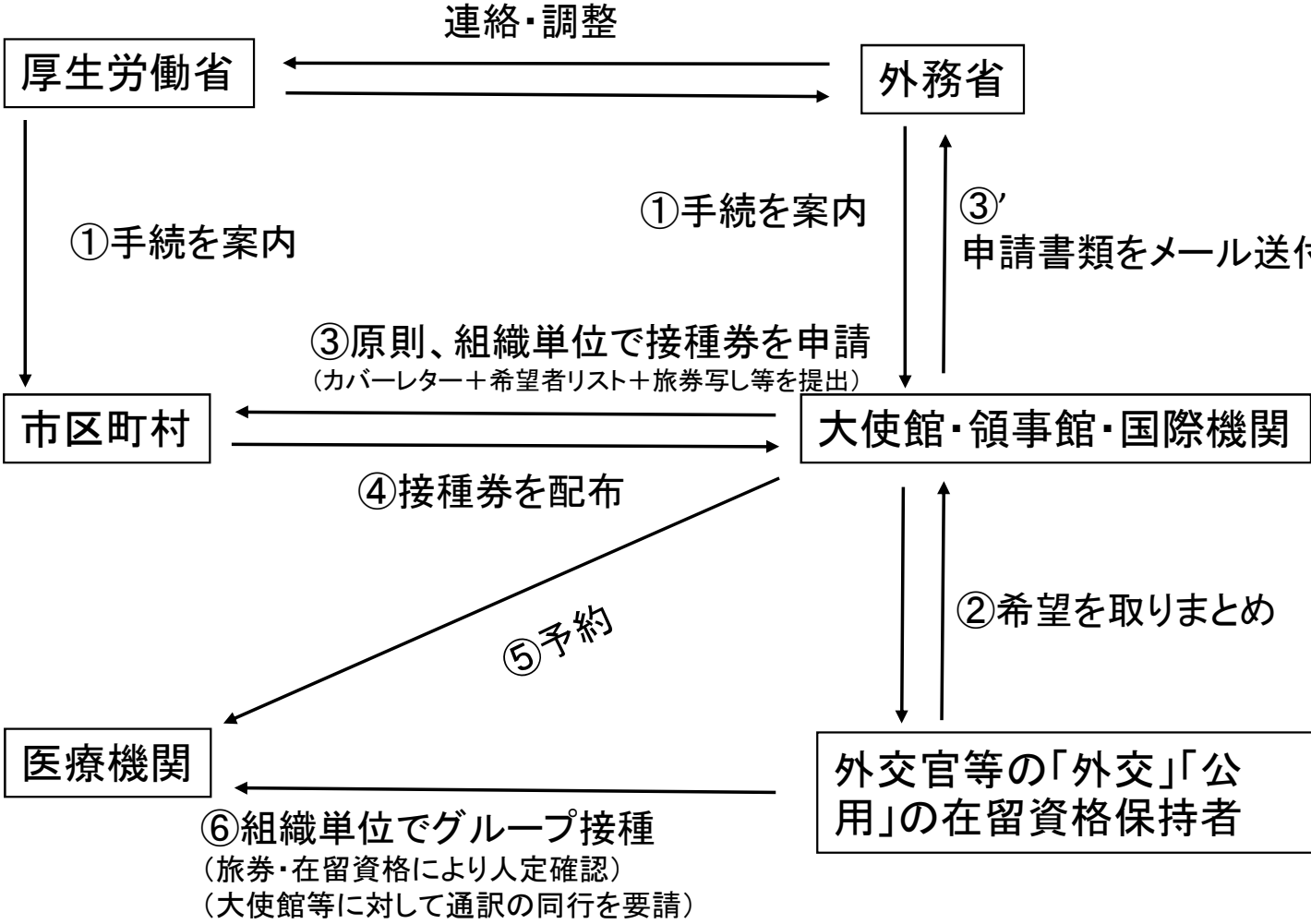
ウ 大使館等から市区町村宛ての接種券の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレターひな型【別添6】

(仮訳)

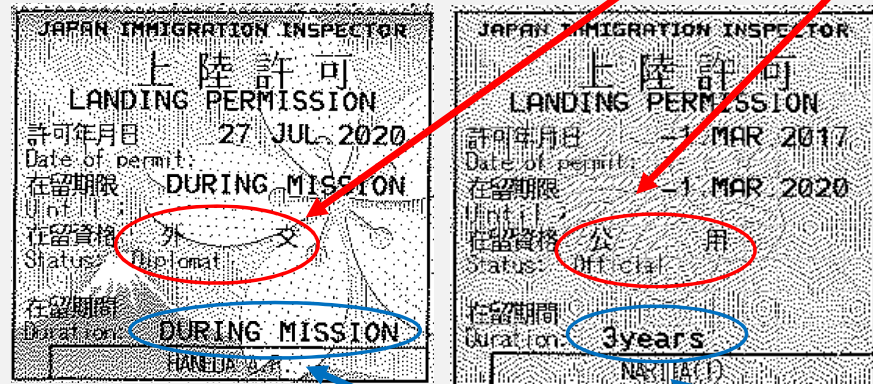
外交官等へのワクチン接種チャート

別添2

- ①外務省から大使館等に手続を案内。
厚生労働省から自治体に手続を案内。
- ②大使館等が原則として組織単位で接種希望を取りまとめ、リストを作成。
- ③大使館等から市区町村に接種券を申請。
各職員の居住地ではなく、原則、各組織の所在地の市区町村に申請
(カバーレター+希望者リスト+旅券写し等を提出)。
申請書類の写しを外務省メールに送付。
- ④市区町村から大使館宛てに接種券を配布。
- ⑤大使館等が医療機関において接種を予約。
- ⑥医療機関で組織単位でグループ接種。
(大使館等に対して通訳の同行を要請)



Landing Permission 上陸許可

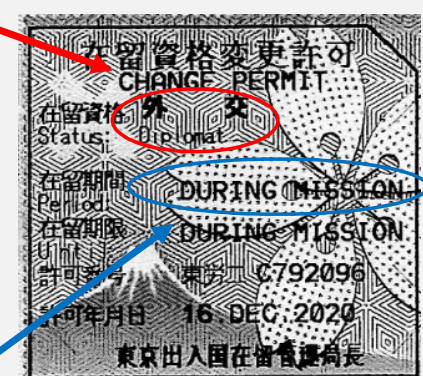


Status of Residence (在留資格)

Acquisition Permit 在留資格取得許可



Change Permit 在留資格変更許可



Period of Stay (在留期間)

Please fill the gray-marked brackets. This letter is preferable to be made only in Japanese. In any case, the Japanese translation should be accompanied.

大使館等(※)から市区町村宛での接種券の申請に係るカバーレター(ひな型)

(Template) Cover Letter from an Embassy to a City Office on Application for Vaccination Coupons

(※大使館／(総)領事館以外にも国際機関からも区／市役所に直接申請する予定。)

[A(City Name)]区役所／市役所／ 御中

[A(City Name)]City Office

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(Location Name)][B(Country Name)国]総領事館は、[A(City Name)]区／市に対し、別添リストに記載する「外交」及び「公用」の在留資格を有する者であって昭和32年4月1日以前に出生したものの[D(Number of Persons)]名のための新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券の発給を申請します。

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)] would like to apply to [A(City Name)] City Office for issuance of coupons for vaccination against novel coronavirus (COVID-19) for [D(Number of Persons)] persons contained in the list attached to this letter, who are the holders of status of residence of “diplomat” and “official” and, who were born on or before April 1, 1957.

大使館／総領事館は、区役所／市役所に対し、接種券を次の住所に送付することを要請します。

The Embassy/Consulate-General wishes to request the City Office to send the coupons to the following address:

郵便番号/Postal Code(seven-digit number)

[Address and addressee of the Embassy/Consulate-General]

別添1:新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト

Attachment 1: List of the Persons Who Wish to Get Vaccinated against Novel Coronavirus (COVID-19)

別添2:別添1のリストに記載する者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留許可及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)

Attachment 2: The copy of the following pages of passports of the persons on the list in Attachment 1((a) the facing two pages containing personal information (name, passport number, nationality, date of birth, sex etc.); and (b) the facing two pages to which the seal of landing permission, acquisition permit or change permit indicating the status of residence and period of stay are attached.)

(公印) (Official stamp)

2021年[]月[]日

[Month][Day], 2021

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(City Name)][B(Country Name)国]総領事館

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)]

別添5

申請日 Date of Application:	(yyyy/mm/dd)
-----------------------------	--------------

申請機関の情報 Information of the Applying Organisation (申請機関は、大使館、領事館、国際機関である。) (An Applying Organisation must be an embassy, consulate or international organisation.)	機関名 Name:	住所 Address:	電話番号 Phone Number:	申請の種類 Type of Application Please select from 高齢者向け (For elderly people); 基礎疾患を有する者 (For persons with underlying medical conditions) or 一般向け (For general public)

申請機関におけるワクチン接種担当者の情報 Information of the Person in Charge of Vaccination in the Applying Organisation (担当者は、日本語話者であること。) (The person in charge must speak Japanese.)	担当者の氏名 Name:	担当者の電話番号 (携帯番号が望ましい。) Phone Number (mobile phone number is preferable):	電子メールアドレス E-mail Address:	担当者の日本語レベル (I 低: II中 (日常会話レベル); III 高 (流暢)) Level of Japanese Language (I Low; II Middle (Everyday Conversation Level); III High (Fluent))

[illegible]

Please fill the gray-marked brackets. This letter is preferable to be made only in Japanese. In any case, the Japanese translation should be accompanied.

大使館等から市区町村宛ての接種券の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレター ひな型

(Template) Cover Letter of from an Embassy to a City Office Notifying an Applicant for Vaccination Coupon (only in an exceptional case of individual application)

[A(City Name)]区役所／市役所／ 御中

[A(City Name)]City Office

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(Location Name)][B(Country Name)国]総領事館は、
[A(City Name)]区／市に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券の発給の申請のため、
別添リストに記載する「外交」又は「公用」の在留資格を有する者であって昭和32年4月1日以前
に出生したものを通報します。

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)] would like to notify [A(City Name)] City Office of the person contained in the list attached to this letter, who is the holder of status of residence of “diplomat” or “official” and who was born on or before April 1, 1957, for the purposes of applying for issuance of a coupon for vaccination against novel coronavirus (COVID-19) by himself/herself.

大使館／総領事館は、区役所／市役所に対し、上記の者からの接種券の申請に適切な考慮を払うことを要請します。

The Embassy/Consulate-General wishes to request the City Office to give its appropriate consideration to the application for the issuance of the coupon by the above-mentioned person.

別添1: 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト

Attachment 1: List of the Persons Who Wish to Get Vaccinated against Novel Coronavirus (COVID-19)

別添2: 別添1のリストに記載する者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留許可及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)

Attachment 2: The copy of the following pages of passports of the persons on the list in Attachment 1((a) the facing two pages containing personal information (name, passport number, nationality, date of birth, sex etc.); and (b) the facing two pages to which the seal of landing permission, acquisition permit or change permit indicating the status of residence and period of stay are attached.)

(公印) (Official stamp)

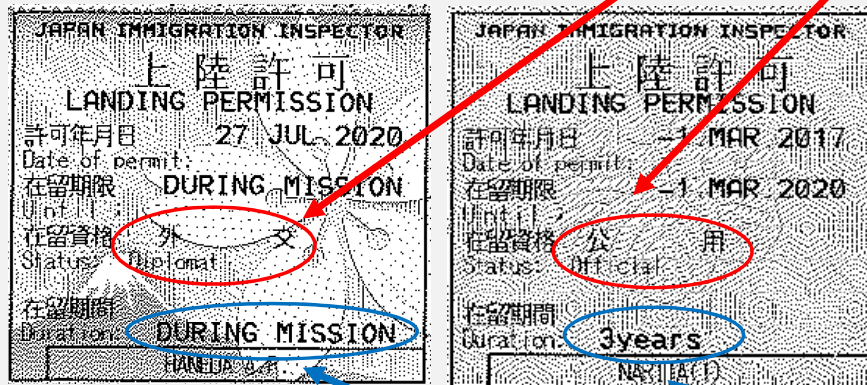
2021年[]月[]日

[Month][Day], 2021

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(City Name)][B(Country Name)国]総領事館
The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)]

Landing Permission 上陸許可

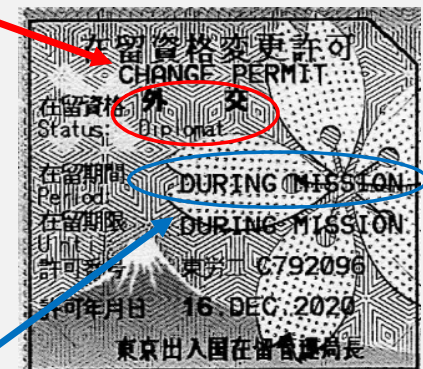
Status of Residence (在留資格)



Acquisition Permit 在留資格取得許可



Change Permit 在留資格変更許可



Period of Stay (在留期間)

都道府県	市区町村	公館数
北海道	札幌市	4
青森県	六ヶ所村	1
宮城県	仙台市	1
新潟県	新潟市	3
東京都	港区	95
	渋谷区	32
	千代田区	28
	品川区	14
	目黒区	12
	世田谷区	5
	文京区	4
	新宿区	2
	中央区	2
神奈川県	横浜市	4
千葉県	千葉市	1
静岡県	浜松市	1
愛知県	名古屋市	9
富山県	富山市	1
大阪府	大阪市	14
	堺市	1
	豊中市	1
奈良県	奈良市	2
兵庫県	神戸市	5
京都府	京都市	1
広島県	広島市	2
福岡県	福岡市	6
長崎県	長崎市	1
沖縄県	浦添市	1
合計		253

公館名	住所	都道府県	市区町村
在札幌アメリカ合衆国総領事館	札幌市中央区北一条西28丁目	北海道	札幌市
在札幌ロシア連邦総領事館	札幌市中央区南十四条西12丁目2-5	北海道	札幌市
在札幌大韓民国総領事館	札幌市中央区北2条西12丁目1-4	北海道	札幌市
在札幌中華人民共和国総領事館	札幌市中央区南十三条西23丁目5-1	北海道	札幌市
「より広範な取組（ブローダーアプローチ）」運営委員会事務局	青森県上北郡六ヶ所村尾駁表館2-166	青森県	六ヶ所村
在仙台大韓民国総領事館	仙台市青葉区上杉1丁目4-3	宮城県	仙台市
在新潟大韓民国総領事館	新潟市万代島5-1 万代島ビル8階	新潟県	新潟市
在新潟中華人民共和国総領事館	新潟市中央区西大畑町5220-18	新潟県	新潟市
在新潟ロシア連邦総領事館	新潟市万代島5-1 万代島ビル12階	新潟県	新潟市
アフガニスタン・イスラム共和国大使館	港区麻布台2-2-1	東京都	港区
アルゼンチン共和国大使館	港区元麻布2-14-14	東京都	港区
アルメニア共和国大使館	港区赤坂1-11-36	東京都	港区
オーストラリア大使館	港区三田2-1-14	東京都	港区
オーストリア共和国大使館	港区元麻布1-1-20	東京都	港区
バーレーン王国大使館	港区赤坂1-11-36 レジデンス・バイカウ テス710号	東京都	港区
イラン・イスラム共和国大使館	港区南麻布3-13-9	東京都	港区

公館名	住所	都道府県	市区町村
マルタ共和国大使館	港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル14階 41～43号室	東京都	港区
在東京チリ共和国総領事館 (大使館内)	東京都港区芝3丁目1-14 芝公園阪神ビル8階	東京都	港区
在東京ドミニカ共和国総領事館 (大使館内)	東京都港区西麻布4丁目12-24	東京都	港区
在東京ニカラグア共和国総領事館 (大使館内)	東京都港区西麻布4丁目12-24-903	東京都	港区
在東京ハイチ共和国総領事館 (大使館内)	東京都港区西麻布4丁目12-24 第38興和ビルディング9階906号室	東京都	港区
ポリビア多民族国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング8階804号室	東京都	港区
ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館	港区南麻布5-3-29 ガーデニアビルディング2階、3階	東京都	港区
ボツワナ共和国大使館	港区芝4-5-10 EDGE芝4丁目ビル6階	東京都	港区
ブラジル連邦共和国大使館	港区北青山2-11-12	東京都	港区
カンボジア王国大使館	港区赤坂8-6-9	東京都	港区
カナダ大使館	港区赤坂7-3-38	東京都	港区
チリ共和国大使館	港区芝3-1-14 芝公園阪神ビル8階	東京都	港区
中華人民共和国大使館	港区元麻布3-4-33	東京都	港区
コンゴ民主共和国大使館	港区南麻布3-6-3	東京都	港区
コスタリカ共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング9階901号室	東京都	港区
キューバ共和国大使館	港区東麻布1-28-4	東京都	港区

公館名	住所	都道府県	市区町村
ドミニカ共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング 9階904号室	東京都	港区
エクアドル共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング 8階806号室	東京都	港区
エルサルバドル共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング 8階803号室	東京都	港区
エリトリア国大使館	港区白金台4-7-4 白金台STビル第401号室	東京都	港区
エチオピア連邦民主共和国大使館	港区高輪3-4-1 高輪偕成ビル2階	東京都	港区
フィジー共和国大使館	港区麻布台2-3-5 ノア・ビルディング14階	東京都	港区
フィンランド大使館	港区南麻布3-5-39	東京都	港区
フランス大使館	港区南麻布4-11-44	東京都	港区
ジョージア大使館	港区赤坂1-11-36 Residence Viscountess #220	東京都	港区
ドイツ連邦共和国大使館	港区南麻布4-5-10	東京都	港区
ガーナ共和国大使館	港区西麻布1-5-21	東京都	港区
ギリシャ大使館	港区西麻布3-16-30	東京都	港区
グアテマラ共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング 9階905号室	東京都	港区
ハイチ共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング9 階906号室	東京都	港区
ホンジュラス共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング 8階802号室	東京都	港区
ハンガリー大使館	港区三田2-17-14	東京都	港区

公館名	住所	都道府県	市区町村
アイスランド共和国大使館	港区高輪4-18-26	東京都	港区
イタリア大使館	港区三田2-5-4	東京都	港区
ジャマイカ大使館	港区元麻布2丁目13-1	東京都	港区
カザフスタン共和国大使館	港区麻布台1-8-14	東京都	港区
大韓民国大使館	港区南麻布1-2-5	東京都	港区
コソボ共和国大使館	港区西新橋3-13-7 VORT虎ノ門サウスビル 10階	東京都	港区
クウェート国大使館	港区三田4-13-12	東京都	港区
キルギス共和国大使館	港区三田1-5-7	東京都	港区
ラオス人民民主共和国大使館	港区西麻布3-3-22	東京都	港区
レバノン共和国大使館	港区赤坂1-11-36 レジデンス・バイカンテ ス410号	東京都	港区
レソト王国大使館	港区赤坂7-5-47 U&M赤坂ビル3階	東京都	港区
リベリア共和国大使館	港区白金4-14-12	東京都	港区
リトアニア共和国大使館	港区元麻布3-7-18	東京都	港区
マダガスカル共和国大使館	港区元麻布2-3-23	東京都	港区
マラウイ共和国大使館	港区高輪3-4-1 高輪偕成ビル7階	東京都	港区
モルディブ共和国大使館	港区麻布台1-9-10 飯倉ITビル8階	東京都	港区

公館名	住所	都道府県	市区町村
マーシャル諸島共和国大使館	港区西新橋3-13-7 VORT虎ノ門South 3階	東京都	港区
ミクロネシア連邦大使館	港区赤坂1-14-2 霊南坂ビルディング2階	東京都	港区
モロッコ王国大使館	港区南青山5-4-30	東京都	港区
ナミビア共和国大使館	港区麻布台3-5-7 AMEREXビル	東京都	港区
オランダ王国大使館	港区芝公園3-6-3	東京都	港区
ニカラグア共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング 9階903号室	東京都	港区
ナイジェリア連邦共和国大使館	港区虎ノ門3-6-1	東京都	港区
ノルウェー王国大使館	港区南麻布5-12-2	東京都	港区
パキスタン・イスラム共和国大使館	港区南麻布4-6-17	東京都	港区
パラオ共和国大使館	港区東麻布2-21-11	東京都	港区
パナマ共和国大使館	港区東麻布2-21-7 Samon Building2階	東京都	港区
フィリピン共和国大使館	港区六本木5-15-5	東京都	港区
カタール国大使館	港区元麻布2-3-28	東京都	港区
ルーマニア大使館	港区西麻布3-16-19	東京都	港区
ロシア連邦大使館	港区麻布台2-1-1	東京都	港区
サンマリノ共和国大使館	港区元麻布3-5-1	東京都	港区

公館名	住所	都道府県	市区町村
サウジアラビア王国大使館	港区六本木1-8-4	東京都	港区
シンガポール共和国大使館	港区六本木5-12-3	東京都	港区
スロバキア共和国大使館	港区元麻布2-11-33	東京都	港区
スロベニア共和国大使館	港区南青山7-14-12	東京都	港区
スペイン王国大使館	港区六本木1-3-29	東京都	港区
スリランカ民主社会主義共和国大使館	港区高輪2-1-54	東京都	港区
スウェーデン大使館	港区六本木1-10-3-100	東京都	港区
スイス大使館	港区南麻布5-9-12	東京都	港区
シリア・アラブ共和国大使館	港区赤坂6-19-45 ホーマット・ジェイド	東京都	港区
トンガ王国大使館	港区麻布台1-9-10 飯倉ITビル2階	東京都	港区
ウクライナ大使館	港区西麻布3-5-31	東京都	港区
アメリカ合衆国大使館	港区赤坂1-10-5	東京都	港区
ウルグアイ東方共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング 9階908号室	東京都	港区
ウズベキスタン共和国大使館	港区高輪2-1-52	東京都	港区
ベネズエラ・ボリバル共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング 7階703号室	東京都	港区
イエメン共和国大使館	港区西麻布4-12-24 第38興和ビルディング 8階807号室	東京都	港区

公館名	住所	都道府県	市区町村
ジンバブエ共和国大使館	港区白金台5-9-10	東京都	港区
欧州連合代表部	港区南麻布4-6-28 ヨーロッパ・ハウス	東京都	港区
キプロス共和国大使館	港区南麻布4-6-28 ヨーロッパハウス4階	東京都	港区
在東京パナマ共和国総領事館	東京都港区東麻布2丁目21-7 Samon Building1階	東京都	港区
東南アジア諸国連合 (ASEAN) 貿易投資観光促進 センター	東京都港区新橋6-17-19 新御成門ビル1階	東京都	港区
国際移住機関駐日事務所	東京都港区新橋2-2-7	東京都	港区
北太平洋漁業委員会事務局	港区港南四丁目5番7号 東京海洋大学白鷹館 2階	東京都	港区
国際連合難民高等弁務官駐日 事務所	港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター	東京都	港区
ブルガリア共和国大使館	渋谷区代々木5-36-3	東京都	渋谷区
ブルキナファソ大使館	渋谷区大山町45-24 太田ハウス	東京都	渋谷区
コンゴ共和国大使館	渋谷区神山町27-5	東京都	渋谷区
コートジボワール共和国大使 館	渋谷区上原2-19-12	東京都	渋谷区
クロアチア共和国大使館	渋谷区広尾3-3-10	東京都	渋谷区
チェコ共和国大使館	渋谷区広尾2丁目16-14	東京都	渋谷区
デンマーク王国大使館	渋谷区猿楽町29-6	東京都	渋谷区
エストニア共和国大使館	渋谷区神宮前2-6-15	東京都	渋谷区

公館名	住所	都道府県	市区町村
ギニア共和国大使館	渋谷区鉢山町12-9	東京都	渋谷区
ヨルダン・ハシェミット王国大使館	渋谷区神山町39-8	東京都	渋谷区
ラトビア共和国大使館	渋谷区神山町37-11 プリマヴェーラ神山A号室	東京都	渋谷区
リビア大使館	渋谷区代官山町10-14	東京都	渋谷区
マレーシア大使館	渋谷区南平台町20-16	東京都	渋谷区
モンゴル国大使館	渋谷区神山町21-4	東京都	渋谷区
ニュージーランド大使館	渋谷区神山町20-40	東京都	渋谷区
オマーン国大使館	渋谷区広尾4-2-17	東京都	渋谷区
ペルー共和国大使館	渋谷区広尾2-3-1	東京都	渋谷区
トルコ共和国大使館	渋谷区神宮前2-33-6	東京都	渋谷区
トルクメニスタン大使館	渋谷区東2-6-14	東京都	渋谷区
ウガンダ共和国大使館	渋谷区鉢山町9-23	東京都	渋谷区
アラブ首長国連邦大使館	渋谷区南平台町9-10	東京都	渋谷区
ベトナム社会主義共和国大使館	渋谷区元代々木町50-11	東京都	渋谷区
イラク共和国大使館	渋谷区神山町14-6 ラビアンパレス松濤	東京都	渋谷区
国際連合開発計画駐日代表事務所	東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル8階	東京都	渋谷区

公館名	住所	都道府県	市区町村
国際連合人口基金東京事務所	東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル7階	東京都	渋谷区
国際連合広報センター	東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル8階	東京都	渋谷区
国際連合児童基金東京事務所	東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル8階	東京都	渋谷区
国際連合工業開発機関東京投資・技術移転促進事務所	東京都渋谷区神宮前5-53-70	東京都	渋谷区
国際連合大学本部	東京都渋谷区神宮前5-53-70	東京都	渋谷区
国際連合プロジェクト・サービス機関駐日事務所	渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル6階	東京都	渋谷区
国際労働機関駐日事務所	東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル8階	東京都	渋谷区
サステナビリティ高等研究所	渋谷区神宮前5丁目53-70 国連大学ビル10階	東京都	渋谷区
ベルギー王国大使館	千代田区二番町5-4	東京都	千代田区
インド大使館	千代田区九段南2-2-11	東京都	千代田区
アイルランド大使館	千代田区麴町2-10-7 アイルランドハウス	東京都	千代田区
イスラエル国大使館	千代田区二番町3	東京都	千代田区
メキシコ合衆国大使館	千代田区永田町2-15-1	東京都	千代田区
ポルトガル大使館	千代田区麴町3-10-3 神浦麴町ビル5階	東京都	千代田区
東ティモール民主共和国大使館	千代田区富士見1-8-9	東京都	千代田区
チュニジア共和国大使館	千代田区九段南3-6-6	東京都	千代田区

公館名	住所	都道府県	市区町村
ローマ法王庁大使館	千代田区三番町9-2	東京都	千代田区
ルクセンブルク大公国大使館	千代田区四番町8-9 ルクセンブルクハウス1階	東京都	千代田区
パラグアイ共和国大使館	千代田区一番町2-2 一番町第二TGビル7階	東京都	千代田区
南アフリカ共和国大使館	千代田区麴町1-4 半蔵門ファーストビル4階	東京都	千代田区
バングラデシュ人民共和国大使館	千代田区紀尾井町3-29	東京都	千代田区
英国大使館	千代田区一番町1	東京都	千代田区
在東京ベルギー王国総領事館 (大使館内)	東京都千代田区二番町5-4	東京都	千代田区
多数国間投資保証機関事務所	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル14階	東京都	千代田区
アジア開発銀行駐日代表事務所	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞ヶ関ビル8階	東京都	千代田区
アジア開発銀行研究所	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞ヶ関ビル8階	東京都	千代田区
アフリカ開発銀行アジア代表事務所	東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 霞が関ビルディング24階 (No.2408)	東京都	千代田区
国際原子力機関東京地域事務所	東京都千代田区飯田橋1-5-9 精文館ビル9階	東京都	千代田区
国際復興開発銀行・国際開発協会東京事務所	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル14階	東京都	千代田区
米州開発銀行アジア事務所	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル16階	東京都	千代田区
国際金融公社東京事務所	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル14階	東京都	千代田区
国際通貨基金アジア太平洋地域事務所	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル21階	東京都	千代田区

公館名	住所	都道府県	市区町村
世界知的所有権機関日本事務所	千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル3階	東京都	千代田区
欧州復興開発銀行東京駐在員事務所	千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング702-A	東京都	千代田区
OECD東京センター	東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル3階	東京都	千代田区
太平洋諸島センター	千代田区神田小川町3-22-14 明治大学紫紺館1階	東京都	千代田区
ブルネイ・ダルサラーム国大使館	品川区北品川6-5-2	東京都	品川区
ベラルーシ共和国大使館	品川区東五反田5-6-32	東京都	品川区
コロンビア共和国大使館	品川区上大崎3-10-53	東京都	品川区
インドネシア共和国大使館	品川区東五反田5-2-9	東京都	品川区
北マケドニア共和国大使館	品川区東五反田5-16-17 パティオ池田山イースト	東京都	品川区
マリ共和国大使館	品川区上大崎3-12-9	東京都	品川区
ミャンマー連邦共和国大使館	品川区北品川4-8-26	東京都	品川区
セルビア共和国大使館	品川区北品川4-7-24	東京都	品川区
タジキスタン共和国大使館	品川区上大崎1-5-42 上大崎コンパウンド2階及び3階	東京都	品川区
タイ王国大使館	品川区上大崎3-14-6	東京都	品川区
ザンビア共和国大使館	品川区荏原1-10-2	東京都	品川区
ジブチ共和国大使館	品川区北品川5-13- 1	東京都	品川区

公館名	住所	都道府県	市区町村
在東京ブラジル連邦共和国総領事館	東京都品川区東五反田1丁目13-12 COI五反田ビル2階・3階	東京都	品川区
在東京ペルー共和国総領事館	東京都品川区東五反田1丁目13-12 COI五反田ビル6階	東京都	品川区
エジプト・アラブ共和国大使館	目黒区青葉台1-5-4	東京都	目黒区
ガボン共和国大使館	目黒区東が丘1-34-11	東京都	目黒区
ケニア共和国大使館	目黒区八雲3-24-3	東京都	目黒区
モーリタニア・イスラム共和国大使館	目黒区五本木1-16-17	東京都	目黒区
ネパール連邦民主共和国大使館	東京都目黒区下目黒6-20-28 福川ハウスB	東京都	目黒区
パプアニューギニア大使館	目黒区下目黒5-32-20	東京都	目黒区
ポーランド共和国大使館	目黒区三田2-13-5	東京都	目黒区
セネガル共和国大使館	目黒区青葉台1-3-4	東京都	目黒区
スーダン共和国大使館	目黒区八雲4-7-1	東京都	目黒区
トーゴ共和国大使館	目黒区八雲2-2-4	東京都	目黒区
アルジェリア民主人民共和国大使館	目黒区三田2-10-67	東京都	目黒区
アゼルバイジャン共和国大使館	目黒区東が丘1-19-15	東京都	目黒区
アンゴラ共和国大使館	世田谷区代沢2-10-24	東京都	世田谷区
カメルーン共和国大使館	世田谷区野沢3-27-16 南ツインハウス A&B	東京都	世田谷区

公館名	住所	都道府県	市区町村
モザンビーク共和国大使館	世田谷区桜新町1-33-14	東京都	世田谷区
ルワンダ共和国大使館	世田谷区深沢1-17-17 アネックス深沢A棟	東京都	世田谷区
タンザニア連合共和国大使館	世田谷区上用賀4-21-9	東京都	世田谷区
ベナン共和国大使館	文京区春日1-11-14 S.I.ビル 8階	東京都	文京区
UN Women 日本事務所	文京区春日1-16-21 文京シビックセンター1階	東京都	文京区
アジア生産性機構	文京区本郷1-24-1 ユニゾ本郷一丁目ビル2階	東京都	文京区
国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所	文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 フードサイエンス棟5階	東京都	文京区
アルバニア共和国大使館	中央区築地6-4-8 北國新聞ビル4階	東京都	中央区
サモア独立国大使館	中央区入船2-7-4 政光ビル3階	東京都	中央区
モルドバ共和国大使館	新宿区榎町72番地 神楽坂榎ビル3階	東京都	新宿区
ベリーズ大使館	新宿区西新宿4-9-7	東京都	新宿区
アジア太平洋統計研修所	千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2	千葉県	千葉市
在横浜大韓民国総領事館	横浜市中区山手町118	神奈川県	横浜市
国際連合食糧農業機関日本事務所	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階	神奈川県	横浜市
国際熱帯木材機関	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1 横浜国際協力センター5階	神奈川県	横浜市
国際連合世界食糧計画日本事務所	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター6階	神奈川県	横浜市

公館名	住所	都道府県	市区町村
在浜松ブラジル連邦共和国総領事館	静岡県浜松市中区元城町115-10 元城町共同ビル1階及び5階	静岡県	浜松市
在名古屋大韓民国総領事館	名古屋市中村区名駅南1丁目19-12	愛知県	名古屋市
在名古屋中華人民共和国総領事館	名古屋市東区東桜2丁目8-37	愛知県	名古屋市
在名古屋フィリピン共和国総領事館	名古屋市中区栄三丁目31-3	愛知県	名古屋市
在名古屋アメリカ合衆国領事館	名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル6階	愛知県	名古屋市
在名古屋カナダ領事館	名古屋市中区丸の内3丁目17-6 ナカトウ丸の内ビル6階	愛知県	名古屋市
在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	名古屋市中区丸の内1丁目10-29 白川第8ビル2階	愛知県	名古屋市
在名古屋ペルー共和国総領事館	愛知県名古屋市中区栄2-2-23 アーク白川公園ビルディング3階	愛知県	名古屋市
在名古屋トルコ共和国総領事館	愛知県名古屋市中区栄3丁目21-23 KSイセヤビル4階	愛知県	名古屋市
国際連合地域開発センター	愛知県名古屋市中村区那古野1-47-1	愛知県	名古屋市
国連環境計画北西太平洋地域海行動計画地域調整部富山事務所	富山県富山市牛島新町5-5 タワー111 6階	富山県	富山市
在大阪インド総領事館	大阪市中央区久太郎町1丁目9-26 船場I.S.ビル10階	大阪府	大阪市
在大阪インドネシア共和国総領事館	大阪市北区中之島6-2-40 中之島インテスビル22階	大阪府	大阪市
在大阪タイ王国総領事館	大阪市中央区久太郎町1丁目9-16 バンコク銀行ビル4階	大阪府	大阪市
在大阪大韓民国総領事館	大阪市中央区久太郎町2丁目5番13号五味ビル	大阪府	大阪市
在大阪中華人民共和国総領事館	大阪市西区靱本町3丁目9-2	大阪府	大阪市

公館名	住所	都道府県	市区町村
在大阪フィリピン共和国総領事館	大阪市中央区城見2-1-61 Twin21 MIDタワー24階	大阪府	大阪市
在大阪モンゴル国総領事館	大阪市中央区博労町1-4-10 博労町エーストビル3階 301、303号室	大阪府	大阪市
在大阪オーストラリア総領事館	大阪市中央区城見2丁目1-61 Twin21 MIDタワー16階	大阪府	大阪市
在大阪・神戸アメリカ合衆国総領事館	大阪市北区西天満2丁目11-5	大阪府	大阪市
在大阪イタリア総領事館	大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階	大阪府	大阪市
在大阪英国総領事館	大阪市中央区博労町3丁目5-1 御堂筋グランドタワー19階	大阪府	大阪市
在大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館	大阪市北区大淀中1丁目1-88 梅田スカイビル東棟35階	大阪府	大阪市
在大阪オランダ王国総領事館	大阪市中央区北浜1丁目1番14号 北浜1丁目平和ビル8階B室	大阪府	大阪市
国際連合環境計画国際環境技術センター	大阪府大阪市鶴見区緑地公園2-110	大阪府	大阪市
在大阪ベトナム社会主義共和国総領事館	堺市堺区市之町東4-2-15	大阪府	堺市
在大阪ロシア連邦総領事館	豊中市西緑丘1丁目2-2	大阪府	豊中市
UNWTOアジア太平洋センター	奈良県奈良市三条本町8-1	奈良県	奈良市
世界観光機関アジア太平洋センター	奈良県奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階	奈良県	奈良市
在神戸大韓民国総領事館	神戸市中央区中山手通2-21-5	兵庫県	神戸市
国際連合人道問題調整事務所神戸事務所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館	兵庫県	神戸市
国連防災機関駐日事務所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館	兵庫県	神戸市

公館名	住所	都道府県	市区町村
世界保健機関健康開発総合研究センター	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 I.H.D. センタービル9階	兵庫県	神戸市
在神戸パナマ共和国総領事館	兵庫県神戸市中央区京町71 山本ビル7階	兵庫県	神戸市
在京都フランス総領事館	京都府京都市左京区吉田泉殿町8	京都府	京都市
在広島大韓民国総領事館	広島市南区翠5-9-17	広島県	広島市
国連訓練調査研究所広島事務所	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル5階	広島県	広島市
在福岡タイ王国総領事館	福岡市中央区天神4-1-37 第1明星ビル2階	福岡県	福岡市
在福岡大韓民国総領事館	福岡市中央区地行浜1丁目1-3	福岡県	福岡市
在福岡中華人民共和国総領事館	福岡市中央区地行浜1丁目3-3	福岡県	福岡市
在福岡ベトナム社会主義共和国総領事館	福岡市博多区中洲5-3-8 アクア博多4階	福岡県	福岡市
在福岡アメリカ合衆国領事館	福岡市中央区大濠2丁目5番26	福岡県	福岡市
国連人間居住計画アジア太平洋事務所	福岡県福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡8階	福岡県	福岡市
在長崎中華人民共和国総領事館	長崎市橋口町10番35号	長崎県	長崎市
在那覇アメリカ合衆国総領事館	沖縄県浦添市当山2丁目1-1	沖縄県	浦添市

別添4

Please fill the gray-marked brackets. This letter is preferable to be made only in Japanese. In any case, the Japanese translation should be accompanied.

大使館等(※)から市区町村宛ての接種券の申請に係るカバーレター(ひな型)

(Template) Cover Letter from an Embassy to a City Office on Application for Vaccination Coupons

(※大使館／(総)領事館以外にも国際機関からも区／市役所に直接申請する予定。)

[A(City Name)]区役所／市役所／ 御中

[A(City Name)]City Office

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(Location Name)][B(Country Name)国]総領事館は、
[A(City Name)]区／市に対し、別添リストに記載する「外交」及び「公用」の在留資格を有する者で
あつて昭和32年4月1日以前に出生したものの[D(Number of Persons)]名のための新型コロナウイルス
感染症ワクチンの接種券の発給を申請します。

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)] would like to apply to [A(City Name)] City Office for issuance of coupons for vaccination against novel coronavirus (COVID-19) for [D(Number of Persons)] persons contained in the list attached to this letter, who are the holders of status of residence of “diplomat” and “official” and, who were born on or before April 1, 1957.

大使館／総領事館は、区役所／市役所に対し、接種券を次の住所に送付することを要請します。

The Embassy/Consulate-General wishes to request the City Office to send the coupons to the following address:

郵便番号/Postal Code(seven-digit number)

[Address and addressee of the Embassy/Consulate-General]

別添1: 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト

Attachment 1: List of the Persons Who Wish to Get Vaccinated against Novel Coronavirus (COVID-19)

別添2: 別添1のリストに記載する者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留許可及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)

Attachment 2: The copy of the following pages of passports of the persons on the list in Attachment 1((a) the facing two pages containing personal information (name, passport number, nationality, date of birth, sex etc.); and (b) the facing two pages to which the seal of landing permission, acquisition permit or change permit indicating the status of residence and period of stay are attached.)

(公印) (Official stamp)

2021年[]月[]日

[Month][Day], 2021

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(City Name)][B(Country Name)国]総領事館

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)]

別添6

Please fill the gray-marked brackets. This letter is preferable to be made only in Japanese. In any case, the Japanese translation should be accompanied.

大使館等から市区町村宛ての接種券の個人申請の時の館員等の身分を通報するカバーレター ひな型

(Template) Cover Letter of from an Embassy to a City Office Notifying an Applicant for Vaccination Coupon (only in an exceptional case of individual application)

[A(City Name)]区役所／市役所／ 御中

[A(City Name)]City Office

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(Location Name)][B(Country Name)国]総領事館は、
[A(City Name)]区／市に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券の発給の申請のため、
別添リストに記載する「外交」又は「公用」の在留資格を有する者であって昭和32年4月1日以前
に出生したものを通報します。

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)] would like to notify [A(City Name)] City Office of the person contained in the list attached to this letter, who is the holder of status of residence of “diplomat” or “official” and who was born on or before April 1, 1957, for the purposes of applying for issuance of a coupon for vaccination against novel coronavirus (COVID-19) by himself/herself.

大使館／総領事館は、区役所／市役所に対し、上記の者からの接種券の申請に適切な考慮を払うことを要請します。

The Embassy/Consulate-General wishes to request the City Office to give its appropriate consideration to the application for the issuance of the coupon by the above-mentioned person.

別添1: 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリスト

Attachment 1: List of the Persons Who Wish to Get Vaccinated against Novel Coronavirus (COVID-19)

別添2: 別添1のリストに記載する者の旅券のページの写し((a)人定事項(氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別等)が記載された見開きページ並びに(b)在留許可及び在留期間が記載された上陸許可、在留資格取得許可又は在留資格変更許可の証印が貼付された見開きページ)

Attachment 2: The copy of the following pages of passports of the persons on the list in Attachment 1((a) the facing two pages containing personal information (name, passport number, nationality, date of birth, sex etc.); and (b) the facing two pages to which the seal of landing permission, acquisition permit or change permit indicating the status of residence and period of stay are attached.)

(公印) (Official stamp)

2021年[]月[]日

[Month][Day], 2021

在本邦[B(Country Name)国]大使館／在[C(City Name)][B(Country Name)国]総領事館

The Embassy of [B(Country Name)]/Consulate-General of [B(Country Name)] in [C(Location Name)]

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を希望する者のリストひな型
(Template)List of the Persons Who Wish to Get Vaccinated against Novel Coronavirus (COVID-19)

別添5

申請日 Date of Application:	(yyyy/mm/dd)
-----------------------------	--------------

申請機関の情報 Information of the Applying Organisation (申請機関は、大使館、領事館、国際機関である。) (An Applying Organisation must be an embassy, consulate or international organisation.)	機関名 Name:	住所 Address:	電話番号 Phone Number:	申請の種類 Type of Application Please select from 高齢者向け (For elderly people), 基礎疾患を有する者 (For persons with underlying medical conditions) or 一般向け (For general public)

申請機関におけるワクチン接種担当者の情報 Information of the Person in Charge of Vaccination in the Applying Organisation (担当者は、日本語者であること。) (The person in charge must speak Japanese.)	担当者の氏名 Name:	担当者の電話番号(携帯番号が望ましい。) Phone Number (mobile phone number is preferable):	電子メールアドレス E-mail Address:	担当者の日本語レベル (I 低: II 中(日常会話レベル); III 高(流暢)) Level of Japanese Language (I Low: II Middle (Everyday Conversation Level); III High (Fluent))

[illegible]